緊急時対応マニュアル（事故対応を含む）

1. 目的

本マニュアルは、事故や急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を行い、利用児童および職員の安全を確保することを目的とする。

2. 基本方針

・児童の生命および安全を最優先とする
・緊急時は冷静に状況を判断し、迅速に行動する
・一人で対応せず、組織的に連携する
・事後対応および再発防止を徹底する

3. 緊急時の種類

本マニュアルにおける緊急時とは、以下の事象をいう。
・事故（転倒、衝突、けが等）
・急病、体調急変
・災害（地震、火災、台風等）
・不審者侵入、トラブル
・その他、児童の安全確保が必要な事態

4. 事故発生時の対応

（1）初期対応

・児童の安全を確保し、状態を確認する
・必要に応じて応急処置を行う
・周囲の児童を安全な場所へ誘導する

（2）緊急性の判断

・生命に関わるおそれがある場合は、速やかに 119 番通報を行う
・軽微な場合でも、無理な判断は行わず管理者へ報告する

（3）連絡・報告

・管理者へ速やかに報告する
・必要に応じて保護者へ連絡する

5. 急病・体調急変時の対応

・意識、呼吸、顔色等を確認する
・安静を保ち、無理に動かさない
・状態に応じて 119 番通報を行う
・管理者および保護者へ連絡する

6. 災害発生時の対応

・職員の指示に従い、児童を安全な場所へ避難させる

・点呼を行い、人数確認を行う

・状況に応じて関係機関へ連絡する

7. 緊急連絡体制

・緊急時は、管理者を中心に連絡・対応を行う

・保護者、関係機関への連絡は管理者または指定職員が行う

8. 記録と報告

・事故や緊急対応の内容について、経過および対応結果を記録する

・必要に応じて事故報告書等を作成する（事故内容に応じて行政へ連絡する。事故内容によっては報告不要、電話、書類送付と対応方法が異なるので注意）

9. 再発防止

・事故原因を分析し、再発防止策を検討する

・職員間で情報共有を行い、支援方法や環境を見直す

10. 職員の役割

・緊急時にも落ち着いて行動する

・日頃から危険予測を行い、事故防止に努める

・マニュアル内容を理解し、日常業務に活かす

11. 保険利用について

・事業所の過失や管理責任による事故の場合は会社の保険を利用します。（基準省令　第40条3項により）

・利用児童の問題である通院の付き添いは利用児童の保険証を使用します。（風邪や体調不良等）

12. 見直し・改善

・緊急対応事案を踏まえ、定期的に内容を見直す

・必要に応じて研修や訓練を行う

２０２３年４月１日策定

２０２６年４月１日改定